

産業廃棄物を使用した試験研究に関する手続要領

(目的)

第1条 この要領は、産業廃棄物を使用した試験研究（以下「試験研究」という。）を行うにあたり、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成17年3月25日閣議決定）において平成17年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）（平成18年3月31日環廃産発第060331001号）に基づく計画書の事前提出等の必要な手続を定めることにより、当該試験研究の適正な実施を確保することを目的とする。

(試験研究計画の提出)

第2条 秋田県内（秋田市を除く。）において試験研究を行おうとする者（以下「試験研究実施者」という。）は、試験研究を行おうとする日から起算して30日前までに、試験研究計画書（様式第1号）を、試験研究を行う場所を管轄する保健所長に提出するものとする。

2 前項の試験研究計画書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 試験研究を行う場所の地図
- (2) 試験研究の目的、方法等の内容がわかる書類
- (3) 試験研究に関わる者の所属、連絡先、役割等がわかる書類
- (4) 提供された産業廃棄物を使用して試験研究を行う場合は、試験研究実施者と産業廃棄物の提供者とが締結した産業廃棄物の提供に関する書類
- (5) 試験に使用する産業廃棄物の量の算出方法がわかる書類
- (6) 試験研究に関する工程表
- (7) 試験研究に使用する施設の構造及び処理能力等がわかる書類
- (8) 試験研究により発生する産業廃棄物の量、処理方法等がわかる書類
- (9) 試験研究実施時の環境保全対策がわかる書類
- (10) 試験研究に使用する施設の維持管理状況がわかる書類
- (11) 試験研究実施時の防災・災害対策、緊急時の対策がわかる書類
- (12) その他保健所長が必要と認める書類

3 試験研究の実施期間は原則として1年を超えないものとする。

(試験研究変更計画の提出)

第3条 試験研究実施者は、前条の計画を変更しようとするときは、当該変更をしようとする日から起算して10日前までに、試験研究変更計画書（様式第2号）を、試験研究計画書を提出した保健所長に

提出するものとする。

(試験研究計画、試験研究変更計画の判断基準)

第4条 試験研究計画、試験研究変更計画は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案もしくは発明に係るものであること。
- (2) 試験研究の期間は、試験研究の結果を示すことができる合理的な期間であり、取り扱う産業廃棄物の量は、試験研究に必要な最小限の量であり、かつ試験研究の結果を示すことができる合理的な期間に取り扱う量であること。
- (3) 試験研究については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。)(以下「法」という。)第12条の処理基準を踏まえ、不適正な処理を行うものではないこと。試験研究に使用する施設については、法第15条の2第1項各号等を踏まえ、生活環境保全上支障のないものであること。
- (4) 同様の内容の試験研究が既に実施されている場合には、その試験研究の結果を踏まえ、当該試験研究の実施の必要性を判断し、主として不正な産業廃棄物の処理を目的としたものではないことが確認できるものであること。

(現地調査)

第5条 保健所長は、第2条第1項又は第3条の規定により計画書が提出されたときは、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(試験研究計画に対する指導等)

第6条 保健所長は、第2条第1項又は第3条の規定により計画書が提出された場合において、その計画書及び現地調査の結果等を総合的に勘案し、その計画が法令等の基準に適合しないと認めるときは、試験研究実施者に対し、計画の変更など必要な指導を行うものとする。

(試験研究完了の報告)

第7条 試験研究実施者は、試験研究を完了した日から30日以内に試験研究完了報告書(様式第3号)を、試験研究計画書を提出した保健所長に提出するものとする。

試験研究により産業廃棄物が発生した場合は、「試験研究を完了した日」を「産業廃棄物管理票等により最終処分が終了した旨を確認した日」とする。

- 2 前項の試験研究完了報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 試験研究結果がわかる書類
- (2) 試験研究により発生した産業廃棄物の量、処理方法等がわかる書類
- (3) 試験研究に使用した施設の維持管理状況結果がわかる書類
- (4) 試験研究実施時の環境保全対策結果がわかる書類
- (5) その他保健所長が必要と認める書類

(試験研究中止の報告)

第8条 試験研究実施者は、試験研究を中止した場合は、速やかに試験研究中止報告書（様式第4号）を、試験研究計画書を提出した保健所長に提出するものとする。

2 実施期間途中で試験研究を中止した場合は、試験研究を中止した日から起算し30日以内に試験研究完了報告書（様式第3号）を、試験研究計画書を提出した保健所長に提出するものとする。ただし、試験研究により産業廃棄物が発生した場合は、「試験研究を中止した日」を「産業廃棄物管理票等により最終処分が終了した旨を確認した日」とする。

3 前項の報告書には、第7条第2項に掲げる書類を添付するものとする。

(適用除外)

第9条 公的機関が試験研究を行う場合、その他保健所長が認めた場合は、この要領の一部を適用しないことができる。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。